

令和2年5月 日

芦屋町長  
波多野 茂丸 様

芦屋港活性化推進委員会  
委員長 内田 晃

### 芦屋港活性化基本計画の変更に関する答申書（案）

令和元年10月2日付元芦芦事第66号で本委員会に諮問のありました、「芦屋港活性化基本計画の変更」について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

芦屋港活性化推進委員会の答申をもとに、福岡県と芦屋町が協力し、芦屋港の活性化に寄与することを期待します。

なお、今後の事業推進にあたり、留意されるべき事項を附帯意見として別紙のとおり申し添えます。

以上

芦屋港活性化基本計画の変更に関する附帯意見書（案）

- 今後の事業推進にあたっては、芦屋港活性化基本計画の将来像の実現に向けて、福岡県と芦屋町で十分な協議を行うこと。
- 検討課題及び事業推進のための重要な事項については、芦屋港活性化推進委員会に、進捗状況の報告や意見聴取を行うこと。
- 芦屋港活性化基本計画の将来像を実現するために、飛砂対策や景観、交通安全対策に十分留意し、確実に事業を推進すること。

以上

芦屋港活性化推進委員会 答申書 別添

芦屋港活性化基本計画の変更に関する答申書（案）

令和2年5月 日

芦屋港活性化推進委員会

## はじめに

平成 31 年 3 月に策定した「芦屋港活性化基本計画」をもとに、福岡県が「芦屋港港湾計画」を改訂するにあたり様々な視点から精査した結果、福岡県から芦屋町に「ゾーニングの変更の提案」がありました。これを受け、芦屋町では、本委員会に「芦屋港活性化基本計画の変更について」を諮問し、本委員会の意見を踏まえ、福岡県に回答することとしています。

今回の諮問に対し、本委員会では、「芦屋港活性化基本計画」を活かしながら、影響のある事項について審議した結果、次のとおりまとめました。

なお、本答申書に記載のない事項は、「芦屋港活性化基本計画」を踏襲します。

## 1. ゾーニングについて

- 福岡県提案から一部を変更したゾーニングとする。
- 浚渫や災害時などの荷捌き対応としての必要性から、7号野積場を活性化ゾーンから物流ゾーンとする。

(図 1 「芦屋港活性化基本計画・令和元年度変更に伴うゾーニング図」参照)

## 2. 導入機能

### 1) ボートパーク

- 施設配置は福岡県からの提案による位置とする。
- 船舶の係留場所は、陸上保管はせず、浮棧橋による水上保管とする。
- 係留隻数は最大で 170 隻。収支予測により損益分岐を 135 隻と予測。
- 水面を穏やかに保つため、波除堤は延長 170m 以上、幅員 6m 以上とし、構造は直立消波型とする。
- 一時係留施設（ビジターバース）を 3 隻。
- 海釣施設の利用者や一般来場者の利用、海洋思想の普及啓発など多目的に利用できる共用施設として管理棟を設置。駐車場は 1 号及び 3 号野積場。
- 専用の浮棧橋により海釣施設利用者との動線を分離。
- ボートパーク整備前に遠賀漁業協同組合芦屋支所とのエリア分けを行う。
- レジャー港らしい景観に配慮し詳細な配置や附帯設備等を実施設計にて検討する。
- 利用料金や利用時間、管理運営に関する事項については、芦屋港全体の一体的な管理運営方針を含め、今後の検討課題とする。
- 遠賀漁業協同組合芦屋支所との共存共栄や事故防止等の協議が必要。

(図 2 「ボートパーク配置計画図」参照)

## **2) 海釣施設**

- 新設される波除堤を釣り施設として活用する（ステップ1）。
- これまで同様に一定の釣果が期待できる。
- 安全上必要となる設備や付帯設備を設置。駐車場は1号及び2号野積場。
- 波除堤の上部構造は、段差の設置、勾配や溝の設置を実施設計にて検討する。
- 利用者の動線は東防波堤を利用。
- 地元関係者との協議を重ね、遠賀漁業協同組合芦屋支所との共存共栄を図るとともに、利用者の安全対策やマナー向上の対策が必要。
- 北防波堤の活用については、今後の検討課題とする。

（図3「海釣施設ステップ1施設整備図」参照）

## **3. 施設配置図について**

- ボートパーク、海釣施設以外は、「芦屋港活性化基本計画」を踏襲する。
- 4号野積場は民間誘致や多目的に活用する空間として確保しておく。
- 社会経済環境の変化、周辺機能との連携やより効果的な空間を形成するため、適宜変更する場合がある。

（図4「芦屋港活性化基本計画・令和元年度変更に伴う施設配置図」参照）

## **4. 動線計画図について**

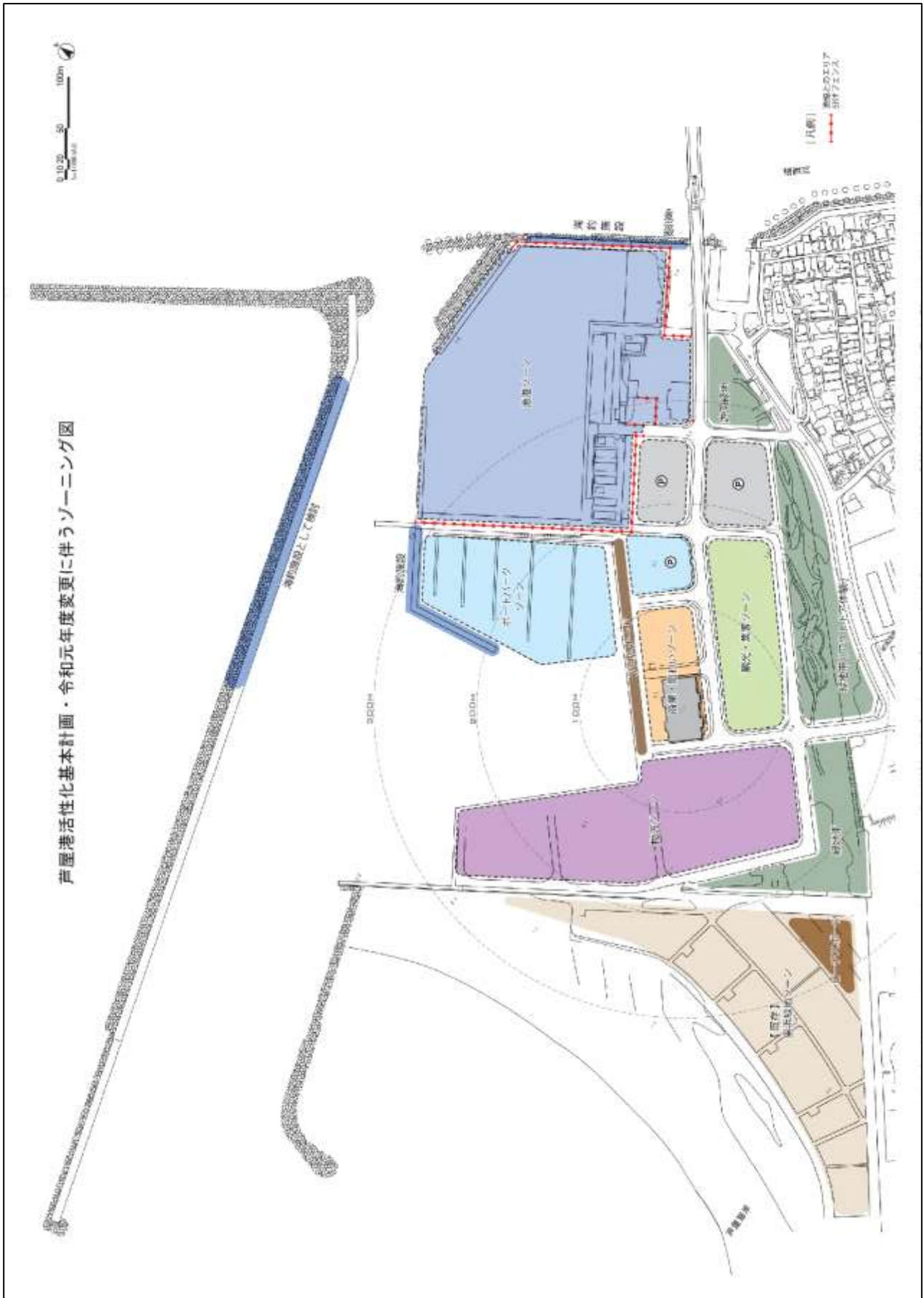
- 将来像に向け、レジャー港として安全で効果的な空間を形成するための動線を今後継続的に関係機関や地元関係者と協議を重ねていく。
- 第1期は既存の道路を活用しながら、経費を最小限に留める。
- 第2期に本格的な整備とする。
- 景観やデザイン性に配慮した、サインの整備が必要。

## **5. 年次計画について**

- 段階的整備の方針は維持するが、3期から2期に変更する。
- ボートパーク整備に合わせ、上屋を活用した複合施設は、第1期とする。
- 物流事業者の他港への移転は、社会情勢等に対応しながら、継続的に福岡県と芦屋町で協議し、早期実現を目指す。
- 社会経済環境の変化などの要因に柔軟に対応し、適宜変更する。

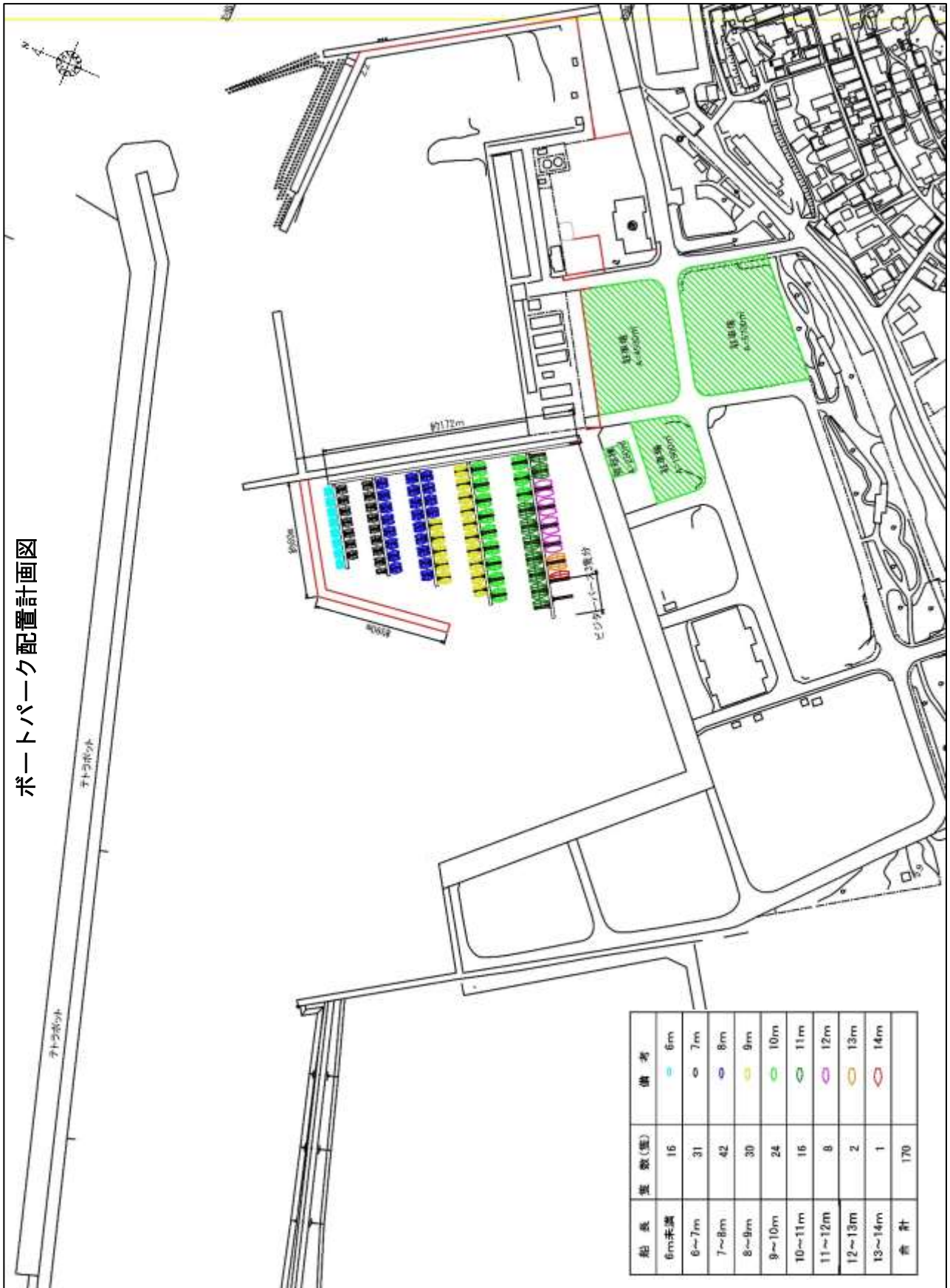
（図5「芦屋港活性化基本計画・令和元年度変更に伴う年次計画」参照）

図1 芦屋港活性化基本計画・令和元年度変更に伴うゾーニング図



2020年5月作成

図2 ポートパーク配置計画図



2020年5月作成





図5 芦屋港活性化基本計画・令和元年度変更に伴う施設配置図



図4 芦屋港活性化基本計画・令和元年度変更に伴う年次計画

芦屋港活性化基本計画・令和元年度変更に伴う芦屋港活性化事業推進年次計画										
	第1期					第2期				
	1年目 令和元年 (2019)	2年目 令和2年 (2020)	3年目 令和3年 (2021)	4年目 令和4年 (2022)	5年目 令和5年 (2023)	6年目 令和6年 (2024)	7年目 令和7年 (2025)	8年目 令和8年 (2026)	9年目 令和9年 (2027)	10年目 令和10年 (2028)
導入機能・整備施設等										
1 港湾計画改定		● 計画的な変更 案との協定・検証等	※以降は必要に応じて対応							
2 物流機能の集約（埠頭整備）	基本設計	実施設計 工事/移転	工事/移転	工事	工事	工事				
3 物流機能移転										
4 ポートパーク	基本設計	実施設計	工事	工事	工事	工事	● 開業			
5 海釣り施設	基本設計	実施設計	工事	工事	工事	工事	● 開業			通関川沿線遊歩場整備
6 複合施設（上屋活用） （飲食・販売施設含む）										
7 全天候型施設・広場										
8 上下水道（インフラ）整備										
9 民間誘致										
10 緑地帯										
11 フロムナード										

ただし、整備にあたっては社会経済環境の変化や関係者協議の進捗、財源確保などの要因から変更となる場合があります。

## 芦屋港活性化推進委員会名簿

### ■委員名簿

令和2年4月1日現在

氏名	区分	所属・役職等
内田 晃 [委員長]	専門的知識を有する者	北九州市立大学 地域戦略研究所 教授
小島 治幸 [副委員長]	専門的知識を有する者	九州共立大学 名誉教授
辻本 一夫	町議会の議員	芦屋町議会 総務財政常任委員会 委員長
松岡 泉	町議会の議員	芦屋町議会 民生文教常任委員会 委員長
川上 誠一	町議会の議員	芦屋町議会 議会広報常任委員会 委員長
小田 武人	町議会の議員	芦屋町議会 議会運営委員会 委員長
瀬賀 康浩	関係行政機関職員	国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 所長
野上 和孝	関係行政機関職員	福岡県 北九州県土整備事務所 所長
山本 芳香	関係行政機関職員	福岡県 県土整備部 港湾課 課長
竹下 暁	関係行政機関職員	福岡県 企画・地域振興部 広域地域振興課 地域企画監
片山 和夫	町民	芦屋町区長会会長
山田 寛	町民	白浜区区長
中西 隆雄	町民	遠賀漁業協同組合 代表理事組合長
河村 拓磨	町民	遠賀漁業協同組合 芦屋支所 参事補佐
重岡 裕馬	町民	JA北九 遠賀中間支部 青年部芦屋支部会 部会長
安増 雅史	その他町長が必要と認める者	福岡銀行芦屋支店 支店長
北 陽一	町民	芦屋町観光協会
後藤 了輔	町民	芦屋町商工会
小田 昭裕	町民	一般公募
須河内 美紀	町民	一般公募

### ■オブザーバー

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課
------------------------------

### ■事務局

芦屋町 芦屋港活性化推進室
---------------

### ■事務局支援

国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 企画調整課
福岡県 県土整備部 港湾課
福岡県 北九州県土整備事務所 河川砂防課

**資料**

- 1 芦屋港活性化基本計画・令和元年度変更に伴う  
プレジャーボート係留施設専門分科会検討報告書
- 2 芦屋港活性化基本計画・令和元年度変更に伴う  
海釣機能専門分科会検討報告書